

議案第 16 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減判定所得基準額の改定をするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 19 条の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
(低所得者の保険料の減額) 第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、第 15 条の 6 の額)とする。 (1) 省略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>305,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 省略 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>560,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算	(低所得者の保険料の減額) 第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、第 15 条の 6 の額)とする。 (1) 省略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>295,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 省略 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に <u>545,000 円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算

した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 省略 2～4 省略 以下省略	した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 省略 2～4 省略 以下省略
---	---